

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十一条第一項の規定に基づき、以下のとおり保険医及び保険薬剤師の登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき公示する。

令和

7

年 7 月

4 日

中国四国厚生局長

依田 泰

登録の記号番号	氏名	登録年月日
岡医 三一一二二三	吉村 真唯	令和七年六月十八日
岡医 三一一二二四	上田 夏鈴	五月十六日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十一条第一項の規定に基づき、以下のとおり保険医及び保険薬剤師の登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき公示する。

令和

7 年

7 月

4 日

中國四国厚生局長

依田 泰

登録の記号番号

氏

名

岡歯

五五一五

大谷 怜

令和

七年

六月二十五日

登 錄 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十一条第一項の規定に基づき、以下のとおり保険医及び保険薬剤師の登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 7 月 4 日

中國四国厚生局長

依田 泰

登録の記号番号	氏 名	登録年月日
岡薬 九五五八	小林 瑞那	令和 七年 六月 十八日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十一条第一項の規定に基づき、以下の  
とおり保険医及び保険薬剤師の登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指  
定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）  
第六条の規定に基づき公示する。

令和

7

年 7 月

14

日

中国四国厚生局長

依田 泰

登録の記号番号

氏 名

登録年月日

岡歯

五五一六

高田 直征

令和

七年 六月二十六日

村田 志穂

〃

岡歯

五五一七

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十一条第一項の規定に基づき、以下のとおり保険医及び保険薬剤師の登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき公示する。

令和

7 年 7 月

14 日

中國四国厚生局長

依田 泰

登録の記号番号	氏名	登録年月日
岡薬 九五六二	山口 萌衣	令和 七年 六月 三十日
岡薬 九五六三	年末 一貴	〃 七月二日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十一条第一項の規定に基づき、以下のとおり保険医及び保険薬剤師の登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき公示する。

令和

7

年

7

月

18

日

中国四国厚生局長

依田 泰

登録の記号番号

岡薬 九五六四

氏

名

登録年月日

岡 尚代

令和 七年 六月二十七日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十一条第一項の規定に基づき、以下のとおり保険医及び保険薬剤師の登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 7 月 29 日

中国四国厚生局長

依田 泰

登録の記号番号	氏名	登録年月日
岡医 三一二三三五	小野 鈴香	令和 七年 七月 十一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十一条第一項の規定に基づき、以下のとおり保険医及び保険薬剤師の登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 7 月 29 日

中国四国厚生局長

依田 泰

登録の記号番号	氏名	登録年月日
岡薬 九五六八	花岡 新太郎	令和 七年七月十八日